

非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度について



経済取引のグローバル化が進展する中で、外国の金融口座を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するために、OECDで策定された「共通報告基準（CRS）」に従って、金融機関が非居住者に係る金融口座情報を税務当局に報告し、これを各国の税務当局間で互いに提供しています（2022年には、報告事項を拡充する等の改訂を行った改訂共通報告基準が承認・公表されました。）。

CRSの概要とそれに対応するための日本の制度の概要は、以下のとおりです。

1 共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）の概要

(1) 各国の税務当局は、それぞれ自国に所在する金融機関（イ）から非居住者（個人・法人等）に係る金融口座情報（ロ、ハ）の報告を受け、これを租税条約等の情報交換規定に基づき、各国税務当局と自動的に交換します。

イ 金融口座情報を報告する義務を負う金融機関

銀行・資金移動業者等の預金機関、生命保険会社等の特定保険会社、証券会社等の保管機関及び信託等の投資事業体

ロ 報告の対象となる金融口座

普通預金口座・特定電子マネー商品口座等の預金口座、キャッシュバリュー保険契約・年金保険契約、証券口座等の保管口座及び信託受益権等の投資持分

ハ 報告の対象となる情報

口座保有者の氏名・住所（名称・所在地）、居住地国、外国の納税者番号、一定の要件を満たす届出書等が提出されているか、金融口座の種類（上記ロの区分）、新規・既存口座の区分、口座残高、利子・配当等の年間受取総額等

(2) 報告義務を負う金融機関は、共通報告基準に定められた手続に従って、口座保有者の居住地国を特定し、報告すべき口座を選別します。新規口座開設の場合には口座開設者から提出された届出書等を基に、既存口座については口座保有者の住所等の記録を基に居住地国を特定します。

(3) 日本を含む100以上の国・地域が共通報告基準に従った情報交換を実施しており、日本においては、平成30年から情報交換を開始しています。

※ 下線部分については、改訂共通報告基準により追加された事項であり、日本においては、令和6年度税制改正により改正された租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づき、原則として令和8年1月1日以降に適用されることとなります。

2 日本の制度の概要

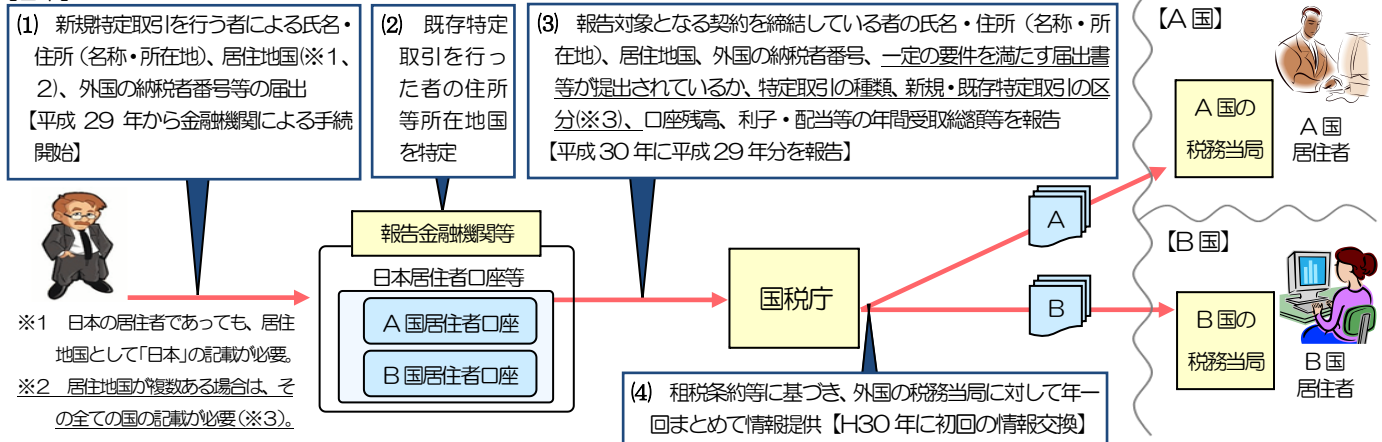
共通報告基準に従った情報交換を実施する観点から、平成27年度税制改正において、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「実特法」といいます。）が改正され、上記1(1)イと同様の金融機関等（以下「報告金融機関等」といいます。）が、預金口座等の保有者につき、上記1(1)ハと同様の情報を所轄税務署長に報告する制度が導入されました。同制度は、平成29年1月1日から施行され、平成30年以降、毎年4月30日を期限として、報告金融機関等から報告が行われています（改訂共通報告基準に対応するため、令和6年度税制改正において、実特法が改正され、令和8年1月1日から改正後の法令が施行されることとなります。）。

個人や法人等が、報告金融機関等と行う口座開設等の取引（以下「特定取引」といいます。）のうち、平成 29 年 1 月 1 日以後に行う特定取引（以下「新規特定取引」といいます。）については、新規特定取引を行う者に次の(1)の義務があり、同日前に行った特定取引（以下「既存特定取引」（※1）といいます。）については、報告金融機関等に次の(2)の義務があります。（※2）

※1 令和8年1月1日以後は、令和7年12月31日以前に行った特定取引（新規届出書（下記1参照）の提出を要する特定取引を除きます。）をいいます。

※2 令和8年1月1日以後、特定取引の範囲に、「1～3号電子決済手段（資金決済法2⑤一～三）」及び「既存のデジタルマネー」の管理に関する契約の締結が新たに加わることとなります。新たに追加される特定取引は、令和8年1月1日以後に行われるものについては次の(1)の対象となり、令和7年12月31日以前に行ったものについては次の(2)の対象となります。

【日本】



(1) 報告金融機関等に対する新規届出書の提出（平成 29 年 1 月 1 日以後）

報告金融機関等との間でその営業所等を通じて新規特定取引を行う者は、特定取引を行う者（以下「特定対象者」といいます。）の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、居住地国、外国の納税者番号等（※）を記載した届出書（以下「新規届出書」といいます。）を、その特定取引を行う際、当該報告金融機関等の営業所等の長に提出しなければなりません。

※ 日本のマイナンバー（個人番号）は報告対象外です。

(2) 報告金融機関等による特定対象者の住所等所在地国の特定手続

報告金融機関等は、当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて既存特定取引を行った者が平成 28 年 12 月 31 日において当該特定取引に係る契約を締結している場合、保有している情報に基づき、平成 30 年 12 月 31 日（※1）までに、特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定しなければなりません。（※2）

※1 平成 28 年 12 月 31 日における特定取引契約資産額が 1 億円を超える場合は、平成 29 年 12 月 31 日まで等の例外があります。

※2 令和8年1月1日以後は、令和7年12月31日以前に報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行った者で同日において当該特定取引（令和7年12月31日以前に特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続を実施した既存特定取引及び新規届出書の提出を要する特定取引を除きます。）に係る契約を締結しているものについては、令和9年12月31日（ただし、令和7年12月31日における特定取引契約資産額が1億円を超える場合は、令和8年12月31日まで等の例外があります。）までに、住所等所在地国と認められる国又は地域を特定しなければならないこととされています。

(3) 報告金融機関等による所轄税務署長に対する報告事項の提供

報告金融機関等は、その年の 12 月 31 日において、当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行った者が報告対象となる契約を締結している場合には、その契約ごとに特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、居住地国、外国の納税者番号等及び当該契約に係る資産の価額、当該資産の運用、保有又は譲渡による収入金額等を、その年の翌年 4 月 30 日までに、当該報告金融機関等の本店等の所在地の所轄税務署長に提供しなければなりません。